

大阪府市町村国民保護研究会設置要綱

(設置)

第1条 府内市町村が実施する国民保護措置の実施手順のあり方を研究するため、市町村国民保護研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(研究事項)

第2条 研究会は、次の事項について、研究する。

- (1) 市町村が実施する国民保護措置の実施手順のあり方
- (2) 市町村計画の実施マニュアルのモデル(以下「モデルマニュアル」という。)の作成
- (3) その他国民保護に関すること

(組織)

第3条 研究会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 市町村職員 各地域ブロックより選出された市町村の職員
- (2) 府職員 総務部危機管理室の職員

(座長等)

第4条 研究会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、メンバーの互選によってこれを定め、副座長は座長の指名による。
- 3 座長に事故等があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(メンバーの任期)

第6条 メンバーの任期は、国民保護担当職の在職中とし、メンバーが欠けた場合などにおいては、当該市町村の職員の中から、補充するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 メンバーは、無報酬とし、現地への旅費等については、所属団体の規定に基づき、各々負担する。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、総務部危機管理室に置く。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日より施行し、平成20年3月31日をもって廃止する。